

一般社団法人 山梨県銀行協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、一般社団法人山梨県銀行協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本協会は、銀行業務および銀行事務の改善、ならびに相談、助言等による銀行利用者の保護および利便性向上に関する事業等を行うことにより、銀行の健全な発展を図り、ひいては地域経済、社会の持続的成長と繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 相談・助言等に関する活動
 - ① 銀行とりひき相談所の設置、運営
 - ② 銀行および銀行取引に関する広報
 - ③ 全国銀行個人信用情報センターに係る業務
 - ④ 金融犯罪の防止に関する活動
 - ⑤ 反社会的勢力介入排除に関する関係官庁等との連携および社員、その他の金融機関、消費者に対する支援
 - ⑥ 中小企業等および個人に対する金融円滑化に資する活動
- (2) 社員相互の連絡および親交
- (3) 社員の職員に対する教育および研修
- (4) 銀行業務および金融経済に関する調査、研究および資料収集
- (5) 関係官庁および関係団体等に対する連絡、調整、提言および答申
- (6) 社員以外の金融機関および産業界との連絡
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(社員の要件)

第5条 本協会の社員となることができる者は、山梨県内に本店または支店等の営業拠点を有する銀行に限る。

(社員の資格の取得)

第 6 条 社員となることを希望する銀行は、所定の入会申込書を提出して理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を得た銀行が加入金を完納したときは、理事は入会申込書に記載された事項を社員名簿に登録し、これを社員に通知しなければならない。
- 3 社員としての資格は、前項の登録によって取得する。

(加入金および会費)

第 7 条 本協会の社員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、加入金および会費を支払う義務を負う。

- 2 加入金および会費の算出基準および納付方法は、総会において別に定める。
- 3 既納の加入金および会費は、返還しない。
- 4 特別の費用を必要とする場合は、総会の決議により臨時会費を徴収する。

(登録事項の変更)

第 8 条 社員名簿の記載事項に変更が生じたときは、社員は 1 週間以内に書面をもってこれを本協会に通知しなければならない。

- 2 前項の通知があったときは、理事は社員名簿に変更の記載をし、これを社員に通知しなければならない。

(任意退会)

第 9 条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 10 条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総社員の 3 分の 2 以上の同意により除名することができる。この場合、当該社員に対し、決議の前に総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款またはその他の規則に違反したとき
- (2) 本協会の対面を毀損する行為、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条のほか、社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第 5 条に規定する社員の要件を失ったとき
- (2) 破産の宣告を受けたとき
- (3) 解散または合併により消滅したとき
- (4) 総社員が同意したとき

(社員資格の継承)

第 12 条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、各号に定める銀行は、社員の資格を継承することができる。

- (1) 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合、存続する銀行
- (2) 合併により新銀行を設立する場合、設立される銀行
- (3) 分割または営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ前条第 1 号または第 3 号により社員の資格を喪失する場合、営業を譲り受ける銀行
- (4) 分割または営業譲渡により、営業の全部または一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行、または親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ前条第 1 号または第 3 号により社員の資格を喪失する場合で、営業の全部または一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行、営業の全部または一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行
- (5) その他理事会が適当と認める場合、理事会が指定した銀行

(社員資格喪失の通知)

第 13 条 社員としての資格を喪失した者があるときは、理事は社員名簿にその事由および年月日を記載し、かつ、これを社員に通知しなければならない。

(社員の権利、義務)

第 14 条 社員は本協会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款および総会の決議に従う義務を負う。

2 社員がその資格を喪失したときは、本協会に対するすべての権利を喪失する。

第 4 章 総会

(構成)

第 15 条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員総会とする。

(権限)

第 16 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書（損益計算書）の承認
- (5) 事業計画および収支予算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散および残余財産の処分
- (8) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 18 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所および目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までにその通知を発しなければならない。

(議長)

第 19 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故あるときは、その総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(議決権)

第 20 条 総会における議決権は、各社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 21 条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使・書面による議決権の行使)

第 22 条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合、当該社員または代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出するものとする。

2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会開催日の前営業日の業務時間終了時まで、当該記載をした議決権行使書面を本協会に提出して行うものとする。

(議事録)

- 第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長および総会に出席した者のなかから議長が指名した議事録署名人 2名以上は前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第24条 本協会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上6名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長および1名を常務理事とし、会長をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第25条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 理事および監事は、社員の役職員の中から選任する。ただし、理事1名、監事1名は社員の役職員以外の者から選任しなければならない。
- 3 前項の役職員以外の理事1名は常務理事とする。
- 4 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務および権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
- 3 会長および常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

- 3 役員に欠員が生じた場合は、補欠選任を行う。
- 4 補欠として選任された理事、監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事または監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事または監事が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、解任することができる。

- (1) 本定款に違反したとき
- (2) 本協会の理事または監事としてふさわしくない行為をしたとき

(責任免除)

第 30 条 理事または監事の本協会に対する損害賠償責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項にかかわらず、本協会は、役員「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 114 条にもとづき、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(役員報酬等)

第 31 条 理事および監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事および外部監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長および常務理事の選定および解職
- (4) その他この定款に別に定める職務

(招集)

- 第 34 条 理事会は、会長が必要と認めたとき、またはその他の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、会長が招集する。
- 2 会長は、理事会を招集しようとするときは、会日の 1 週間前までに、理事会の日時、場所、目的およびその他必要な事項を記載した書面をもって、各理事および各監事に通知しなければならない。ただし、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく招集することができる。
 - 3 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 2 会長に事故あるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

- 第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、必要があると認めた場合は、理事会の決議の目的である事項について提案し、理事の意見を求めることができ、当該提案について理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 当該理事会に出席した会長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産および会計

(事業年度)

- 第 38 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(資産の構成)

- 第 39 条 本協会の資産は、基本財産およびその他財産の 2 種とする。
- 2 基本財産は、財産目録に基本財産として記載されたものとする。
 - 3 基本財産は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、これを処分し、または担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって処分し、または担保に供することができる。
 - 4 その他財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第40条 本協会の資産は、理事会の決議を経て、別に定める方法により会長が管理する。

(事業計画および収支予算)

第41条 本協会の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 第1項の規定にかかわらず、やむをえない事由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて執行することができる。

3 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第42条 本協会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書（損益計算書）
- (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書（損益計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) 収支計算書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および社員名簿を事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第43条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計規則)

第44条 会計に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 本協会は、総会の決議その他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 本協会が、清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、山梨県において発行する山梨日日新聞に掲載する方法による。

第10章 事務局および任意の機関

(事務局)

第49条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長ほか所要の職員を置くことができる。

3 事務局長および重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(相談役)

第50条 本協会は任意の機関として、相談役を置くことができる。

2 相談役は、会長が別に定める対外的な活動を行うものとする。

3 相談役は、会長が任期を定めて委嘱する。

4 相談役の報酬は無償とする。

第11章 雑則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第51条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附則

(施行期日)

1 この定款は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(事業年度の特則)

2 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、定款第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(代表理事等)

3 本協会の最初の会長（代表理事）は進藤 中、常務理事（業務執行理事）は大石正十とする。

(法令の準拠)

4 本協会は、すべて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」その他の法令に従う。

附則 この定款の変更は、令和5年4月1日から施行する。